



# 鳥取県公報

平成 19 年 3 月 22 日 (木)  
号外第 39 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 選管告示	鳥取県知事選挙の実施 (26) . . . . . 2
	鳥取県知事選挙における選挙長等の選任 (27) . . . . . 2
	鳥取県知事選挙における選挙長が事務を行う場所 (28) . . . . . 2
	鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式 (29) . . . . . 2
	鳥取県知事選挙における仮投票用封筒等に押すべき印 (30) . . . . . 3
	鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等 (31) . . . . 4
	鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等 (32) . . . . 4
	鳥取県知事選挙における選挙会の場所等 (33) . . . . . 4
◇ 鳥取県知事選挙選挙長告示	鳥取県知事選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を 超えるとき等のくじを行う場所等 (1) . . . . . 4

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 26 号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成18年法律第107号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を平成19年 4 月 8 日に行うので、同法第 2 条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 22 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 27 号

平成19年 4 月 8 日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第 3 項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第 1 項の規定により次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 22 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 選挙長 米子市淀江町淀江601 須山 修次
- 2 選挙長の職務代理者 鳥取市本町二丁目208 森安 保

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 28 号

平成19年 4 月 8 日執行の鳥取県知事選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

平成 19 年 3 月 22 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 平成19年 3 月22日 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 2 平成19年 3 月23日以降 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

### 鳥取県選挙管理委員会告示第 29 号

平成19年 4 月 8 日執行の鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 22 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

平成十九年執行		鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印
鳥 取 県 知 事 選 挙 投 票		
候補者氏名		
<p>○ 注 意</p> <p>1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

点 字 投 票		鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印
平成十九年執行		
鳥 取 県 知 事 選 挙 投 票		
候補者氏名		
<p>○ 注 意</p> <p>1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>		

備 考

- 1 用紙は白色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第30号

平成19年4月8日執行の鳥取県知事選挙における仮投票用封筒、投票用封筒及び郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成19年3月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

**鳥取県選挙管理委員会告示第31号**

平成19年4月8日執行の鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成19年3月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日 時 平成19年3月22日 午後5時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

**鳥取県選挙管理委員会告示第32号**

平成19年4月8日執行の鳥取県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）第58条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成19年3月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日 時 平成19年3月23日 午後5時10分
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

**鳥取県選挙管理委員会告示第33号**

平成19年4月8日執行の鳥取県知事選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成19年3月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
- 2 日 時 平成19年4月10日 午後1時30分

**鳥取県知事選挙選挙長告示****鳥取県知事選挙選挙長告示第1号**

平成19年4月8日執行の鳥取県知事選挙において候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年3月22日

鳥取県知事選挙選挙長 須 山 修 次

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成19年4月5日 午後5時10分